

小学校学習指導要領音楽科編の変遷 —昭和 22 年告示「学習指導要領音楽科（試案）」の調査研究—

Transition of Education Guideline : Music
— Investigation of Education Guideline in 1947 : Music —
木許 隆 KIMOTO Takashi

はじめに

「教育の質の保証・向上」という言葉を耳にするようになって 10 年以上が経つ。これは、中央教育審議会が平成時代から協議され出てきた言葉で、初等教育、中等教育、高等教育すべてに共通している。^{1)・2)}

大学では、設置基準、教育課程などを審査する「事前規制中心の質保証」（平成 15 年まで）と「事前規制と事後確認の併用型への転換」（平成 16 年以降）によって、質の保証を試みている。³⁾ 後者では、認証評価制度を導入し、大学の多様性に配慮しながら公的な保証システムを構築している。また、学校教育法にもあるとおり「学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させること」を目的として、専門分野に関する知識・技能とともに社会的・職業的自立に必要な資質能力を育てようとしている。

では、日本における、教育の創成期はどのような状態にあったのか。

これまでの研究では、一戸（2017）が諸井三郎（1903-1977）の教育観や芸術観に着目し、音楽科の目標や教育理念について研究している。⁴⁾ また、高旗ら（2007）が小学校における鑑賞教材に着目し、第二次世界大戦後の教科書の変遷を研究している。⁵⁾

本研究では、昭和 22 年に当時の文部省から告示された「学習指導要領音楽編（試案）」の前半部分に目をとおしながら、その時代の初等教育における「質の保証」を考えたい。

I. 研究目的と方法

本研究の目的は、昭和 22 年に文部省から告示された「学習指導要領音楽科（試案）」に、どのような内容が記載されているのか調査研究することである。そして、その内容をまとめ、考察する。ただし、本稿では、第一章から第五章までに記載されている内容を対象としている。

II. 研究内容と結果

昭和 22 年（1947 年）に当時の文部省から告示された「学習指導要領音楽科（試案）」で

は、以下の内容が記載されている（表1）。

「まえがき」には、「(1)芸術としての音楽の本質」、「(2)音楽の特異性と音楽教育」が記載されている。

(1)芸術としての音楽の本質では、「音楽は、音を素材とする時間的芸術である。」と規定している。そして、①素材とする音にリズムを加える、②リズムを発展させ旋律や和音に発展させる、③強弱、速度によって音楽表現の趣向を決定するという内容が記載されている。また、④音楽の特性、⑤音楽の形式美、⑥生活の中で生まれた音楽について記載され、音楽が普遍的なものであると結論づけている。

(2)音楽の特異性と音楽教育では、(1)の規定をもとに、①音楽の時間的な流動性、②音楽の瞬間性、③表現方法の特異性と鑑賞、④楽譜による記録とその再現について記載されている。さらに、音楽教育の分野として、⑤音楽を表現するために必要な技術習得、⑥理論的知識の習得、⑦創造力の養成が必要であると記載されている。

第一章には、「音楽教育の目標」として、6項目の目標が記載されている。そして、それぞれの解説が記載されている。

6項目の目標は、本試案が作成される以前よりあった「音楽教育は情操教育である」という規定を変更せず、①音楽美の美的情操を体得した人間性の養成、②音楽の知識、技術の習得、③音楽の創造力の養成、④歌唱や器楽における表現力の養成、⑤読譜力の習得、⑥音楽の鑑賞力の養成を目指している。また、本来、音楽は、芸術であることから、音楽教育を情操教育の手段として捉えるのではなく、音楽の本質を捉えるよう指導しなければならないことを示唆している。

第二章には、「(1)小学校における音楽の学習と児童の発達」、「(2)中学校における音楽の学習と生徒の発達」が記載されている。小学校は、発達段階を三段階に区分し、中学校は、発達段階を二段階に区分している。

小学校における発達の第一段階（第一学年、第二学年）は、①感覚的、運動的感受力を主体とする時期、②表現力の芽を培養する時期であると考えている。そして、第二段階（第三学年）は、①感覚的感受力に漸次知的理解の加わる時期、②外向的傾向が著しく強まり、表現力の豊富になる時期、③道具・機械に対する興味の目覚める時期であると考えている。また、第三段階（第四学年、第五学年、第六学年）は、①知的理解力が増進する時期、②感覚的、運動的能力が増大する時期、③表現力が発達する時期であると考えてい

表1 学習指導要領音楽科（試案）

まえがき
第一章 音楽教育の目標
第二章 音楽の学習と児童の発達
第三章 教程一覧表
第四章
第一 音楽の学習指導法
第二 学習指導上注意すべき要点
第三 音楽と他教科及び学校生活との関連
第五章 音楽指導における予備調査
学習指導結果の考査 採点の参考
第六章 第一学年の音楽指導
第七章 第二学年の音楽指導
第八章 第三学年の音楽指導
第九章 第四学年の音楽指導
第十章 第五学年の音楽指導
第十一章 第六学年の音楽指導
第十二章 第七学年より第九学年までの音楽指導
諸注意
歌唱教材一覧表
全歌唱教材とその指導上の要点
A 小学校 B 中学校
鑑賞レコード教材一覧表
参考書

る。各段階には、「音域に対する条件」が付されており、各段階に用いられる声域が提示されている。

中学校における発達の第一段階（第一学年、第二学年）は、①自我の自覚の強まる時期、②音を感覚的にとらえることを通し、その持つ内容及び情操を次第に明らかにとらえることができる時期、③自我の発展に伴い、表現意欲の高まる時期、④知的理解力の高まる時期、⑤変声に対して考慮すべき時期であると考えている。そして、第二段階（第三学年）は、①自我の確立せられる時期、②音を感覚的にとらえることを通し、その持つ内容及び情操を明らかにとらえることのできる時期、③自我の確立に伴い、表現意欲の高まる時期、④人間性についての理解を持つことのできる時期、⑤知的理解力の発展する時期であると考えている。各段階には、「音域に対する条件」が付されており、各段階に用いられる声域が提示されているとともに、変声期についても配慮するよう示唆している。

第三章には、第一章の「音楽教育の目標」を達成するために、①演奏、②創作、③鑑賞の学習内容が詳細に記載されている。①演奏は、楽器の演奏や歌曲の演奏をとおして、音楽そのものを味わうことであると考えている。②創作は、作曲することをとおして、児童や生徒の創作意欲を引出し、音楽美に対する理解を深めることであると考えている。③鑑賞は、音楽を味わい、理解し、判別することをとおして、聴きかたを知ること、美しさに触れ楽しむことであると考えている。

小学校における音楽教育では、①音楽の要素（リズム・旋律・和声）に対する理解と表現、②音楽の形式及び構成に対する理解、③楽器の音色に対する理解、④音楽の解釈、四単元を設定し、各学年における学習内容を段階的に捉えている（表2）。ただし、第一段階の児童には、歌唱教材が器楽教材や鑑賞教材として用いられることも考えられるため、①音楽の要素（リズム・旋律・和声）に対する理解と表現、②音楽の形式及び構成に対する理解、④音楽の解釈、三単元を提示している。

表2 小学校における指導内容

学年	音楽の要素（リズム・旋律・和声）に対する理解と表現	音楽の形式及び構成に対する理解	楽器の音色に対する理解	音楽の解釈
第一学年	1) リズムを感覚的、運動的にとらえさせる 2) 単純な旋律を歌う力を養う 3) 和音感を養う		楽器の音色に興味を持たせる	音そのものの美を直接に感得させる
第二学年	1) リズムを感覚的、運動的にとらえさせる 2) リズムと旋律とを一体的にとらえさせるとともに旋律を歌う力を養う 3) 和音感を養う		楽器の音色に興味を持たせる	音そのものの美を直接に感得させる
第三学年	1) 音楽の各要素を一体として感覚的、運動的にとらえさせる 2) 単音唱歌のみならず合唱・合奏をも漸次実施させる 3) 楽譜についての初歩的な知識を徐々に与えるとともに旋律の作曲を試みさせる		1) 楽器に対する知識・技術をもたせる 2) 音色の組み合わせによる美を味わわせる	1) 音そのものの美を直接に感得させる 2) 楽曲と音色との関係に注意させる

第四学年	1) 音楽の各要素を一体としてとらえさせるとともにそれらの関連を徐々に理解させる 2) 合唱・合奏を次第に強化する 3) 楽譜・楽典についての知識を与えるとともに旋律の作曲を試みさせる	音楽の形式・構成についての知的理解を次第に持たせる	1) 楽器に対する系統的な知識を持たせ技術を習得させる 2) 音色の組み合わせによる美を味わわせるとともに合奏の力を養う	1) 音そのものの美を直接に感得させる 2) 楽曲と音色との関係に対する理解を深める 3) 各国の民謡と労働及び社会生活との関係についての理解を持たせる
第五学年	1) 音楽の各要素を一体としてとらえさせるとともにそれらの関連を理解させる 2) 合唱・合奏をいっそう強化する 3) 楽譜・楽典についての知識を深めるとともに旋律の作曲を試みさせる	1) 音楽の形式・構成についての知的理解を深めるとともに初歩的な歴史的知識を与える 2) 標題と音楽との関係についての理解を持たせる	1) 楽器に対する系統的な知識を持たせ技術を習得させる 2) 合奏の美を味わわせるとともに合奏の力を養う	1) 音そのものの美を直接に感得させる 2) 楽曲と音色との関係に対する理解を深める 3) 各国の民謡と労働及び社会生活との関係についての理解を深める 4) 標題と音楽との関係についての理解を持たせる
第六学年	1) 音楽の各要素を一体としてとらえさせるとともにそれらの関連を理解させる 2) 合唱・合奏を強化する 3) 楽譜・楽典についての知識を深めるとともに旋律あるいは小曲の作曲を試みさせる	1) 音楽の形式・構成についての知的理解を深めるとともに初歩的な歴史的知識を与える 2) 標題と音楽との関係についての理解を持たせる	1) 楽器に対する系統的な知識を持たせ技術を習得させる 2) 合奏の美を味わわせるとともに合奏の力を養う	1) 音そのものの美を直接に感得させる 2) 楽曲と音色との関係に対する理解を深める 3) 各国の音楽についてその特徴を理解させる 4) 標題と音楽との関係についての理解を持たせる

中学校における音楽教育では、①音楽の表現、②音楽に対する知的理解、③音楽の解釈、三単元を設定し、各学年における学習内容を段階的に捉えている（表3）。そして、生徒は、音楽に対する理解・鑑賞能力が発達し、音楽的な情操が豊かになるため、音楽的な技術をみがくことによって、表現能力を養うことに重点を置いている。しかし、小学校、中学校ともに、各学校における児童や生徒の能力、環境、授業用設備などから受ける制約によって、歌うことが主体になったり、鑑賞が主体になったりすることもある。そこで、単元を総合的かつ横断的に指導することが望ましいとされている。

表3 中学校における指導内容

学年	音楽の表現	音楽に対する知的理解	音楽の解釈
第一学年	1) 歌唱及び演奏技術の向上をはかる 2) 表現的技術を習得させる 3) 詩の内容を音楽的に生かすことにつとめる 4) 創作への興味を増大させ旋律・小曲等の作曲を行わせる	1) リズム・旋律・和声及び形式を総合的にとらえる力を高める 2) 音楽の要素・形式・構成に対する知的理解を高める 3) 音楽の歴史的発展についての理解を持たせる	1) 音を感覚的にとらえることを通しその意味する内容及びその持つ情操を理解させる 2) 人間的土台の上に立って各国の音楽の民族的特徴を理解させる
第二学年	1) 歌唱及び演奏技術の向上、特に合唱・合奏の技術を向上させる 2) 表情の技術を向上させる 3) 詩の内容を音楽的に生かすことにつとめる 4) 音楽の内容及び形式に対する理解にもとづく演奏を行わしめる 5) 創作の興味を増大させ次第にまとまりを持った曲を作らせる	1) リズム・旋律・和声及び形式を総合的にとらえる力を高める 2) 音楽の要素・形式・構成に対する知的理解を高める 3) 音楽の歴史的発展についての理解を持たせる	1) 音を感覚的にとらえることを通しその意味する内容及びその持つ情操を理解させる 2) 人間的土台の上に立って各国の音楽の民族的特徴を理解させる
第三学年	1) 歌唱及び演奏技術の向上、特に合唱・合奏の技術を向上させる 2) 表情の技術を向上させる 3) 詩の内容を音楽的に生かすことにつとめる 4) 音楽の内容及び形式に対する理解にもとづく演奏を行わしめる 5) 創作への興味を増大させ次第にまとまりを持った曲を作らせる	1) リズム・旋律・和声及び形式を総合的にとらえる力を高める 2) 音楽の要素・形式・構成に対する知的理解を高める 3) 音楽の歴史的発展についての理解を持たせる 4) 音楽と他の芸術及び文化一般との関連を通し普遍的な人間性について理解させる	1) 音を感覚的にとらえることを通しその意味する内容及びその持つ情操を理解させる 2) 人間的土台の上に立って各国の音楽の民族的特徴を理解させる 3) 音楽の様式についての理解を持たせる

第四章には、「(1)音楽の学習指導法」、「(2)学習指導上注意すべき要点」、「(3)音楽と他教科及び学校生活との関連」が記載されている。

(1)音楽の学習指導法は、指導形態によって①主体的学習指導、②比較的学习指導、③指導的学習指導としている。そして、各指導形態による児童や生徒の学習内容を区分し、その指導内容を細分化している(表4)。また、①主体的学習指導は、児童の自発的な意欲や興味を様々な方面に向け深める指導を目指し、②比較的学习指導は、児童の相互関連的な指導を目指している。さらに、③指導的学習指導は、教員が児童に対し積極的に目標達成のため行う指導を目指している。

表4 音楽の学習指導法

主体的学習指導	歌うこと	1) 音楽の喜びを味わわせる 2) 聴唱による指導 3) 視唱による指導 4) 教室内だけでなく戸外でも授業を行う 5) 単音唱歌の指導 6) 合唱唱歌の指導 7) 歌唱技術の指導
	ひくこと	1) 楽器とその音色に対する興味を持たせる 2) 楽器の技術を習得させる 3) 合奏の指導
	きくこと 味わうこと	1) 個性的理解を深める 2) 知的理解の指導 3) 各国音楽の特徴に対する理解の指導 4) 標題と音楽の関係に対する理解の指導 5) 音楽の様式に対する理解の指導
	読むこと 作ること	1) 楽譜を読む力を養う指導 2) 楽譜を書く力を養う指導 3) 旋律や曲を作る指導
比較的学习指導	感想を述べあうこと 話しあうこと	1) 音楽を聴いた印象について 2) 児童の演奏について 3) 児童の作品について 4) その他音楽に関するさまざまな事柄について
	技術を比べること	1) 音楽会や学芸会のような形式をとる場合 2) コンクールのような形式を取る場合 3) その他簡単な方法を取る場合
指導的学習指導	説明すること	1) 楽器及びその組み合わせについて説明すること 2) 音楽の要素について説明すること 3) 音楽の形式及び構成について説明すること 4) 音楽の歴史的変遷について説明すること 5) 音楽の様式について説明すること 6) 各国音楽の特徴について説明すること 7) 標題と音楽との関係について説明すること
	批判すること	1) 児童の演奏について 2) 児童の音楽的理解について 3) 児童の作品について
	解決を興えること	児童の持つ疑問に対して適切な解決を興えること

第五章には、「1.音楽指導における予備調査」、「2.学習指導結果の考査」、「3.採点の参考」が記載されている。

1.音楽指導における予備調査は、第四章にある「主体的学習指導」を実践するため、「児童の生理的、心理的能力の学年的発展及び児童各自の音楽生活の実体について教師はよくとらえていなければならない。」と規定している。そして、音楽教育を正しく進めるための基礎資料とすべく、次の13項目の調査内容を挙げ、教員がそれぞれの学年に適當かつ必要なものを選択し調査するよう促している(表5)。また、調査の基本的な考え方を記載し

ている。調査は、「(1)学習能力の発達に関する調査」、「(2)単元及び教科書の内容に関する調査」、「(3)児童の音楽生活に関する調査」、「(4)学習活動に関する調査」の4項目に分類している。さらに、調査項目は、今後、検討されるものであり、体系的に構築されることが望ましいことを付記している。

表5 調査内容

1) 音域の調査	2) 発声器官の発達程度の調査	3) 歌唱能力の個人差の調査	4) 聴覚能力の調査
5) 音楽演奏能力の個人差の調査	6) 児童の演奏できる楽器の調査	7) 児童が鑑賞において注意を集中し得る時間の調査	
8) 創作能力の調査	9) 指揮能力の調査	10) 児童の好む歌及び曲の調査	11) 知的理解力の調査
12) 音楽教育の各分野に対する児童の態度の調査	13) 家庭での音楽に対する態度及び趣味の種類等の調査		

(1)学習能力の発達に関する調査は、次の12項目とし、それぞれの項目を解説している(表6)。また、この時点で、調査方法や内容が不完全なものであることを付記している。

表6 学習能力の発達に関する調査

項目	解説(要約)
1) 音域	児童が確実に音程を取ることのできる範囲(声域)を個別に調査する。
2) 歌唱の持続時間	児童が高音域、中音域、低音域、それぞれを主体としたメロディを用い、連続して歌唱できる時間を学年ごとに調査する。また、楽曲のテンポの違いによっても調査する。
3) 楽器の操作及び演奏能力と身体の発達程度	児童に管弦打楽器、鍵盤楽器、ハーモニカ等を用い、身体の発達段階、演奏の難易度に応じて、適応学年を決定する。また、優れた才能を持つ児童について、別途、調査する。
4) 音の弁別能力	児童が音の高低、強弱、音価、和音の特性、単音と複音をはじめ、楽器等の音色を聴き分けることができるか調査する。
5) 音の把握能力	児童が範唱等を聴き、復唱、演奏、楽譜に書く等ができるか調査する。
6) 音の記憶能力	児童が範唱等を聴き、一定時間をおいた後、復唱、演奏、楽譜に書く等ができるか調査する。
7) 注意の集注持続能力	児童が様々な音楽を鑑賞し、その時の児童の姿を観察し記録する。
8) 音楽に反応する能力	児童が様々な音楽を鑑賞し、それを身体的に表現する能力を観察し記録する。
9) 表現能力	児童の再現力、創造力等を調査し、表情技術の学習内容を決定する。また、指揮、創作についても学習内容、適応学年を決定する。
10) 理解能力	児童の音楽に対する知的な理解力の発達を調査する。
11) 鑑賞能力	児童の鑑賞用音源を検討し、適応学年を決定する。
12) 秩序に順応する能力	児童が自発的かつ積極的に学習する環境の中で、秩序に順応する能力の発達を調査する。

(2)単元及び教科書の内容に関する調査は、次の3項目とし、それぞれの項目を解説している(表7)。これは、第三章にある小学校における指導内容(表2)、中学校における指導内容(表3)と密接に関係している。

表7 単元及び教科書の内容に関する調査

項目	解説(要約)
1) 単元のとり方と進め方	小学校で扱う四つの単元、中学校で扱う三つの単元が、適当であるか否か調査する必要がある。その結果、各単元のとり方と進め方とを改めていくことが必要となる。
2) 単元と活動の場との関係	各単元は、歌唱・器楽・鑑賞・創作の活動において行われる。単元と活動の関係について調査する必要がある。
3) 教科書の種別及び構成	教科書は、歌唱のための教科書である。それが適当であるか否か調査する必要がある。また、教科書の内容および構成はどうあるべきか考えることが必要となる。

(3)児童の音楽生活に関する調査は、次の12項目としている(表8)。これは、児童の生活の中にある音楽環境を知る上で大切であると考えられている。

表8 音楽生活に関する調査

1) 音楽に対する嗜好	2) 児童の音楽生活に対する家庭の影響	3) レコードの影響	4) 放送の影響
5) 映画の影響(音楽的側面から)	6) 音楽会を中心としての諸調査	7) 音楽的交友	8) 音楽的読書
9) 音楽と作業			
10) 遊びに取り入れられた音楽			

(4)学習活動に関する調査は、次の3項目とし、それぞれの項目を解説している(表9)。これも調査(3)同様、児童の生活の中にある音楽環境を知る上で大切であると考えられている。

表9 学習活動に関する調査

項目	解説(要約)
1) 活動の場に対する児童の態度	歌唱・器楽・鑑賞・創作の活動における児童の嗜好、学年進行によるその変化を調査する。
2) 各単元に対する学習活動の状況	各単元がどのように学習されているか調査する。
3) 各指導法と児童の学習活動	主体的学習指導、比較的学習指導、指導的学習指導がどのように学習されているか調査する。

2.学習指導結果の考査は、「(1)歌唱学習結果の考査」、「(2)器楽学習結果の考査」、「(3)鑑賞学習結果の考査」、「(4)創作学習結果の考査」の4項目に分類している。そして、前項を参考にした注意点を挙げている。また、学年により教員が立てる指導計画は、児童の学習能力の発達と各教材における単元の発展体系とに関連させることと、教員が採点する際、広い見地において評価することを付記している。さらに、合唱や合奏は、本来、個人で評価される歌唱や器楽の延長線上にあるため、グループにおける結果についても評価することと付記している。

(1)歌唱学習結果の考査は、次の8項目とし、それぞれの項目を解説している(表10)。この解説は、筆者による要約を付している。

表10 歌唱学習結果の考査における注意点

項目	解説(要約)
1) 発声	自然な発声や正しい発声で歌うことができるかを考査する。
2) 音程	正しい音程で歌うことができるかを考査する。
3) リズム	リズムに慣れているかを考査する。
4) 和音	和音感覚がどの程度備わっているかを考査する。
5) 表情	歌唱技術として表情の理解に至っているかを考査する。
6) 理解	曲に対する理解、詩と音楽との関連について理解しているかを考査する。
7) 読譜	読譜力がどの程度あるかを考査する。
8) 記憶	音楽を記憶する力がどの程度あるかを考査する。

(2)器楽学習結果の考査は、次の6項目とし、それぞれの項目を解説している(表11)。この解説は、筆者による要約を付している。

表11 器楽学習結果の考査における注意点

項目	解説(要約)
1) 技術	演奏技術がどの程度あるかを考査する。
2) リズム	リズムをどの程度、感じ取ることができるかを考査する。
3) 表情	強弱、テンポ、フレージングなどについて考査する。
4) 理解	楽曲の内容、形式などの理解度を考査する。
5) 読譜	児童・生徒の能力に応じた曲を与え、どの程度の時間で演奏できるようになるかを考査する。
6) 記憶	暗譜などで演奏し、その正確さを考査する。

(3)鑑賞学習結果の考査は、次の2項目とし、それぞれの項目を解説している(表12)。この解説は、筆者による要約を付している。

表12 鑑賞学習結果の考査における注意点

項目	解説(要約)
1) 理解	音楽の内容の理解、形式・構成・様式に関する理解、楽器とその音色・組み合わせ等に関する理解度を考査する。
2) 判別	音楽や表現技術の優劣を判別する力がどの程度あるかを考査する。また、話し合いなどを行い、その力を深める。

(4)創作学習結果の考査は、次の2項目とし、それぞれの項目を解説している(表13)。この解説は、筆者による要約を付している。

表13 創作学習結果の考査における注意点

項目	解説(要約)
1) 創作力	創作力がどの程度あるかを考査する。
2) 記譜	記譜力がどの程度あるかを考査する。

3.採点の参考は、次の15項目に関して採点し、それぞれの評価項目に対する割合を示している(表14)。小学校第一・第二学年の採点および小学校第三学年の採点は、それぞれの学校における児童の能力、環境、授業用設備などにより、指導内容に違いが出ることを考慮し、二つの割合が提示されている。

表14 採点の割合(%)

学年	音程	リズム	和音	発声	視唱	読譜	記譜	記憶	感じ方	判別	理解	技術	楽器	表情	創作
小学校第一・第二学年 ㉠	40	40						10	10						
小学校第一・第二学年 ㉡	30	30	10	10				10	10						
小学校第三学年 ㉠	50				30			20							
小学校第三学年 ㉡	45				25			20				10			
小学校第四学年	30				25			20				20		5	
小学校第五・第六学年	25				20			20				20		10	5
中学校	20				20			20				15		15	10

Ⅲ. 結果と考察

「学習指導要領音楽科(試案)」の「まえがき」は、「(1)芸術としての音楽の本質」の中に「音楽は、音を素材とする時間的芸術である。」と規定していた。そして、音の基本となるアタックとリリース、音色などをふまえ、拍とリズムの関係性、強弱や速度による変化、旋律や和声などへ発展させるように考えられていた。また、児童や生徒が音楽を感じることに発展させ、それらの音楽的な表現を促すよう指示されていた。(2)音楽の特異性と音楽教育では、(1)をもとに、児童や生徒が記譜や読譜の知識、音楽の表現技術などを習得し、音楽の想像力へ発展させるように考えられていた。これらは、児童や生徒が音楽教育によって身につける事柄と、生活の中で感じていく事柄に分類し、総合的な音楽に対する学びの機会を提供しようとしているのではないかと考えられる。

第一章は、本試案が作成される以前よりあった「音楽教育は情操教育である」という規定を変更せず、「音楽教育の目標」を示していた。これは、児童や生徒の人間性を養成する上で、音楽の知識や技術を習得することだけではなく、その本質を捉えるよう指導しなければならないのではないかと考えられる。

第二章は、発達段階をふまえ小学校、中学校それぞれにおける音楽教育について示していた。特に、小学校の第一段階は、身体をつくり表現力を芽生えさせる時期であると捉えていた。そして、第二段階は、感受性を身につけ、外に目を向けさせる必要があると捉えていた。また、第三段階は、知的な好奇心を高め、表現力を身につける時期であると捉えていた。

ていた。これらは、教員が児童の発達段階を十分に理解し、その中に音楽教育を行わなければならないことを示しているのではないかと考えられる。

続く中学校の第一段階は、自我の自覚や発展から、表現する意欲を高める時期であると捉えていた。そして、第二次性徴による変声期についても示していた。また、第二段階は、第一段階から知的理解、人間性の理解などを発展させる時期であると捉えていた。これらは、小学校から中学校の義務教育課程の中で、十分に音楽について理解し、表現し、鑑賞することができるようになるのではないかと考えられる。

第三章は、第一章の「音楽教育の目標」を達成するために、①演奏、②創作、③鑑賞の学習内容が記載されていた。また、①の演奏は、「歌唱」と「器楽」に分類されていた。演奏は、楽器や歌曲の演奏をとおして、音楽そのものを味わうことであると考えていた。創作は、児童や生徒の創作意欲を引出し、音楽に対する理解を深めることであると考えていた。鑑賞は、音楽を味わい、理解、判別することをとおして、聴きかたを知り、音楽の美しさを楽しむことであると考えていた。これらは、音楽教育としてレベルの高いものを目指しているが、音楽の専門家を養成する課程ではないため、柔軟で横断的な学びを再考する必要があるのではないかと考えられる。

第四章は、「(1)音楽の学習指導法」、「(2)学習指導上注意すべき要点」、「(3)音楽と他教科及び学校生活との関連」が記載されていた。主体的学習指導は、児童や生徒の音楽に対する意欲や興味を様々な方面に向け深める指導を目指していた。比較的学習指導は、児童や生徒の相互関連的な指導を目指していた。指導的学習指導は、教員が児童や生徒に対し、目標達成のために行う指導を目指していた。これらは、一斉指導によるものであり、個の良さを引き出すものとしては、指導法を再考する必要があるのではないかと考えられる。

第五章は、「1.音楽指導における予備調査」、「2.学習指導結果の考査」、「3.採点の参考」が記載されていた。予備調査の調査項目は、文部省も今後、検討されるものであり、体系的に構築されることが望ましいことを付記していた。学習指導結果の考査は、学年により指導計画を見直した上で、広い見地において評価されなければならないことを付記していた。採点の参考は、それぞれの学年に対する評価項目の割合を示していた。これらは、第四章にある、一斉指導の内容とは別に、個に目を向けることを示唆しているように考えられる。

おわりに

本研究では、昭和22年告示「学習指導要領音楽科(試案)」の前半部分にある内容を調査した。調査により、筆者は、教員から児童や生徒へ、一方通行の教育が行われてしまうのではないかと懸念を抱いた。また、この試案は、音楽を専門としてきた者にとって、有益でレベルの高いものを学ぶ機会が与えられているのではないかと考える。しかし、小学校や中学校において、全ての児童や生徒がこの内容に準じた音楽教育を受けると、当

然、優劣がつき、「苦手」や「嫌い」という児童や生徒を増加させるのではないかと考える。

今後、この試案の後半部分にある「各学年の音楽指導」、「音楽指導を行う上での注意点」、「教材」などを調査研究し、日本における、教育の創成期はどのような状態にあったのかを理解したいと考える。

註

- 1) 中央教育審議会「新しい時代の義務教育を創造する（答申）」文部科学省, 2005.10.25.
- 2) 中央教育審議会「第5期中央教育審議会大学分科会のこれまでの審議における論点整理について」文部科学省, 2013.1.19.
- 3) 中央教育審議会大学分科会「21世紀日本の高等教育の将来構想（グランドデザイン）」文部科学省, 2004.8.6.
- 4) 一戸智之「昭和22年度小学校学習指導要領音楽編(試案)にみる新学習指導要領の解釈のための一考察 ～音楽教育の理念とその目標の実践性に着目して～」東北女子大学・東北女子短期大学紀要No.56, 2017, pp.46-56.
- 5) 高旗健次・高田明日香「義務教育における戦後音楽科教科書の変遷に関する分析的考察(1) ～小学校の鑑賞教材を中心として～」教育臨床総合研究6, 2007, pp.105-110.

文献

- ・文部省『学習指導要領音楽科（試案）』東京書籍株式会社, 1947.
- ・文部省『小学校学習指導要領音楽科編（試案）改訂版』東京書籍株式会社, 1951.